
令和2年8月31日

報道各位

大阪堂島商品取引所

米穀における現物先物取引価格調整表につきまして、別添のとおり、制定しましたのでお知らせします。

以上

令和2年8月28日制定

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

令和2年10月限適用

大阪堂島商品取引所

(60キログラムにつき)

標準品	令和2年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品			
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品及び2等品			
	令和2年産		令和元年産*	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額300円	減額1,500円	減額1,800円

*令和元年産の供用は、令和3年2月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障（品質不良に限る。）に係る値引限度額は、60キログラムにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 新潟県産コシヒカリであって、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに作柄表示地帯、産年、等級及びBL（Blast Resistance Lines）品種又は非BL（従来）品種の別が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」又は「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30キログラムのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に定める食品に該当するもの
- 前項第2号の作柄表示地帯は、以下のとおりとする。
 - 一般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町）
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村及び阿賀町）
中越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎町及び刈羽村）
上越（糸魚川市、妙高市及び上越市）
以上のいずれかを生産地とするもの
 - 岩船 …… 村上市、関川村又は粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
 - 魚沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町又は津南町のいずれかを生産地とするもの
 - 佐渡 …… 佐渡市を生産地とするもの

令和2年8月28日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

令和2年10月限適用

大阪堂島商品取引所

(60キログラムにつき)

標準品	令和2年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品			
受渡供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品			
	令和2年産		令和元年産*	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額300円	減額1,000円	減額1,300円

* 令和元年産の供用は、令和3年2月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障(品質不良に限る。)に係る値引限度額は、60キログラムにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄であって、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」又は「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30キログラムのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に定める食品に該当するもの
- 貨物運送運賃は、別に定めるとおりとする。

令和2年8月28日制定

農産物（秋田こまち17）現物先物取引価格調整表

令和2年10月限適用

大阪堂島商品取引所

(60キログラムにつき)

標準品	令和2年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品			
受渡供用品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品			
	令和2年産		令和元年産*	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額300円	減額1,000円	減額1,300円

*令和元年産の供用は、令和3年2月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障(品質不良に限る。)に係る値引限度額は、60キログラムにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 秋田県産あきたこまちであって、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」又は「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格に基づくフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち、食品衛生法第18条第1項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1コンテナの量目が正味1,020キログラムであるもの、又は農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30キログラムであるもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に定める食品に該当するもの

令和2年8月28日制定

農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表

令和2年10月限適用

大阪堂島商品取引所

(60キログラムにつき)

標準品	令和2年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品			
受渡供用品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品			
	令和2年産		令和元年産*	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額300円	減額1,000円	減額1,300円

*令和元年産の供用は、令和3年2月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障(品質不良に限る。)に係る値引限度額は、60キログラムにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 秋田県産あきたこまちであって、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」又は「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格に基づくフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち、食品衛生法第18条第1項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1コンテナの量目が正味1,020キログラムであるもの、又は農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30キログラムであるもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に定める食品に該当するもの
- 業務規程変更に係る附則（令和2年1月23日理事会決議に係るもの）に定める「旧規程」に基づき、取引単位及び受渡単位を1枚（12,240キログラム）とするもの

令和2年8月28日制定

農産物（宮城ひとめ18）現物先物取引価格調整表

令和2年10月限適用

大阪堂島商品取引所

(60キログラムにつき)

標準品	令和2年産 宮城ひとめ（宮城県産ひとめぼれ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品			
受渡供用品	宮城県産ひとめぼれ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品			
	令和2年産		令和元年産*	
	1等	2等	1等	2等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額300円	減額1,000円	減額1,300円

*令和元年産の供用は、令和3年2月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障(品質不良に限る。)に係る値引限度額は、60キログラムにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 宮城県産ひとめぼれであって、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」又は「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格に基づくフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち、食品衛生法第18条第1項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1コンテナの量目が正味1,080キログラムであるもの、又は農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30キログラムであるもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に定める食品に該当するもの